

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和4年度の地方消費税（社会保障財源化分）の予定収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 148,021 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,312,511 千円

（単位：千円）

区 分	令和4年度 予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	949,321	84,182	865,139	330,852	187,655	66,068	280,564	31,641
	老人福祉費	773,851	51,034	722,817	12,143	68,376	125	642,173	72,422
	児童福祉費	1,407,420	669	1,406,751	772,764	309,203	85,345	239,439	27,003
衛生費	保健衛生費	469,779	151,750	318,029	114,683	4,106	48,905	150,335	16,955
合 計		3,600,371	287,635	3,312,736	1,230,442	569,340	200,443	1,312,511	148,021

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分